

仕 様 書

1 件名

保育園等給食用物資(生鮮食品)

2 納入場所

別表のとおり

3 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 供給物資

- (1) 青果、魚介類、水産加工品とする。
- (2) 規格・品質については、別表に定める内容を満たすこととし、定めのない物資の規格・品質については必ず幼保企画課に確認すること。
- (3) 品目や使用量の実績については、別表のとおり。ただし、これらの品目及び使用量は、令和8年度の購入品目及び使用量を保証するものではない。

5 発注

- (1) 毎週金曜日(当該日が、広島市の休日を定める条例(平成3年広島市条例第49号)第1条第1項各号に掲げる日に当たるときは、その日以前において、その日に最も近い日)に、約2週間後に使用する物資(約1週間分)の発注を基本とする。
- (2) 発注方法は、使用日(納入日)ごとの品目・数量・納入先を記載した「注文書(納品書)兼検査調書」を電子メールでの送付又は幼保企画課窓口での受け渡しとする。
- (3) g単位で発注する物資の仕入量は、発注量に対し最大1割までの上乗せを認めるが、極力発注量に合わせて仕入れを行うこと。
- (4) 発注後に、やむを得ない事情などにより、品目や数量等の変更又は発注を中止する場合がありますので、可能な限り対応すること。

6 納入

- (1) 使用日の前日(当該日が、広島市保育園条例第4条第1項第2号に掲げる日に当たるときは、その日以前において、その日に最も近い日、令和8年度納入予定日数:288日)に「注文書(納品書)兼検査調書」に記載する使用日分の品目及び数量を納入すること。
- (2) 原則、納入日当日に仕入れた物資を納入すること。
- (3) 各納入先における納入時間の目安は別表のとおり。やむを得ない事情などにより納入時間が大幅に過ぎるなど、予定どおりの納入が困難な場合は、必ず幼保企画課に連絡すること。
また、幼保企画課の指示により納入時間を変更する場合がありますので、可能な限り対応すること。
- (4) 納入前には必ず品質(形状、鮮度)を確認して納入すること。
- (5) 納入にあたっては、納入先の指示に従うこと。
- (6) 納入時に使用した容器等は、受注者において持ち帰ること。

7 代金の請求及び支払

- (1) 請求代金は、納入月における使用日(納入日)・品目ごとに、供給単価(仕入単価に契約書で定める加算率を乗じた額で、小数点第3位以下を切捨てた額)に発注数量を乗じた金額(1円未満端数切捨て)を合計した額及び合計額に対する消費税及び地方消費税相当額(1円未満端数切捨て)とする。
- なお、仕入単価は、以下の方法で算出した額とする。
- ア g単位で納入される物資の場合
7(2)ア～ウで示す仕入れ伝票に記載された単価及び数量から算出される金額(以下「仕入価格」という。)を発注数量(100g単位換算)で除した金額(小数点第2位以下切捨て)
- イ g単位以外で納入される物資の場合
仕入価格を発注数量(各品目の発注単位)で除した金額(1円未満切捨て)
- (2) 請求は、納入月の翌月10日までに、支払請求書に納入月に係る注文書(納品書)兼検査調書及び次の仕入れ伝票を添えて幼保企画課に提出すること。
- ア 青果については、広島市中央卸売市場青果部の仲卸業者である者の仕入れ伝票
- イ 魚介類については、魚介類販売業の営業許可を有する者の仕入れ伝票
- ウ 水産加工品については、加工水産物販売業の届出をしている者の仕入れ伝票
- (3) 前記の請求があったときは、納入月の翌月27日までに支払うものとする。ただし、請求が納入月の翌月10日を過ぎた場合は、請求があった日から30日以内に支払うものとする。

8 留意事項

- (1) 受注者は保育園等給食の意義・重要性を認識し、感染症、食中毒の原因となることがないように、常に衛生管理の強化に努めること。
- (2) 配達等、業務の一部を他の業者に委託する場合は、約款第4条第1項に定めに従い、委託契約者の写しなど幼保企画課が指示する書類を提出し、同課の承諾を得ること。また、委託業者に対し衛生的に業務を遂行するよう指導を行うこと。
- (3) 受注者は製造会社等との連絡を密にし、新製品の情報、品目の製造中止や在庫不足、品質不良などの情報を早期に入手し、幼保企画課に連絡すること。
- (4) 仕入れから納入までに要する費用は受注者負担とし、搬送は清潔な容器等に入れるなど、誠実な履行に努めること。
- (5) 加工品においては、加工施設や加工工程における衛生管理を徹底するほか、契約締結日までに以下の書類を幼保企画課に提出すること。(加工に係る業務を他の業者に委託する場合は、委託先業者に係る書類を提出すること。)
- ア 製造会社等が発行する製品規格書等(納入品が変更となる場合は、その差替え分)
- イ 保健所が交付する衛生採点の証明書又は食品衛生監視票の写し(いずれの場合も採点結果が85点以上取得しているもので、証明等年月日が契約締結日から3か月前の日以降のものに限る。)
- (6) 必要があれば保育園等の献立表の写しを幼保企画課に求めることができる(保育園等の献立が決定する時期は以下のとおり。)

区分	献立が決定する時期
4月から6月分献立	2月末
7月から9月分献立	5月末
10月から12月分献立	8月末
1月から3月分献立	11月末

- (7) その他、本仕様書に関する疑義が生じた場合は、幼保企画課の解釈によるものとし、仕様書に定めのない事項については、必要に応じて幼保企画課と受注者が協議を行い決定する。その際、受注者は協議録を作成し、幼保企画課の承認を得ること。